

なみき

理念

愛をもって誠を尽くす

- 1.相手の立場・心情を尊重し、最善の方法を継続して提供する。
- 2.自らの行動に責任を持ち、職務心得に則り絶えず評価・反省を怠らない。



「地域連携室」できました

並木病院 地域連携部医療相談課長 寺澤 卓哉

平成30年1月1日付で並木病院に「地域連携室」が開設されました。

今まで事務部の医療相談課に所属していた相談員5名と新たに看護部門が加わり、独立した部門としてスタートしております。

開設の目的は、高齢化に伴う人口構造や疾病構造の変化、病院機能の分化・機能強化などの医療情勢の変化に対応し、慢性期医療を担う並木病院としての機能強化を図るためです。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで継続することができるよう厚生労働省は「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。地域包括ケアシステムでは保険者である市町村や都道府県等の自治体が地域の特性に応じて作り上げていき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的となって高齢者にサービス等を提供していくことが必要です。

そこで、並木病院では療養を主体とする慢性期の医療を提供する為、急性期以降や、慢性疾患の患者さんが退院された後、医師をはじめとした多職種がチームとなって、患者さんの尊厳を尊重した医療を行い、後方病院としての役割をもちながら患者さんの在宅療養への支援を行います。

地域連携室では院内連携、地域の医療・福祉機関、行政機関との連携をより迅速かつ丁寧に行うことを求められます。地域の医療機関（病院・診療所）や施設からの入院相談を止まることなくスムーズに対応し、院内各職種と連携し、入院から退院まで切れ目ない支援を行っていきます。

また、患者様、ご家族様の病気や障害による生活の不安が軽減できるよう、医療費、介護、福祉、社会資源の活用等各種相談を承っております。ご相談の際は地域連携室へお越しください。

佐々木：心配事、気になること、何でもお声掛けください。

坂：常にスピーディーなレスポンスを心がけています。

山川：入院中や退院後のご相談等何でもお気軽にお申しつけください。



刈田：看護・介護に関するご相談は私が承ります。

寺澤：誠意をもって親切・丁寧に対応します。

土屋：なんでもご相談承ります。お気軽にお声がけください。

並木病院は地域の発展を応援しています。

トピックス



■ 窓口負担の変更について

並木病院 事務部長 前嶋 利江

2025年問題、団塊の世代が2025年までに後期高齢者（75歳）に達することで、医療・介護費などの社会保障費の急増が懸念される中、2018年4月に医療保険と介護保険の同時改定が行われました。医療保険は2年毎に、介護保険は3年毎に改定が行われますので次回の同時改定は6年後の2024年となります。

以前より色々な形で少しずつ医療・介護の窓口負担が多くなっています。例えば、療養病床に入院されている65歳以上の方が対象の光熱水費も平成29年より負担増になり370円になりました。（図1）

そして、入院の食事負担額1食あたりが平成28年より段階的に増え平成30年4月からは460円になりました。（図2）

また、医療費の家計負担が重くならないよう、月（暦月：1日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する「高額療養費制度」がありますが、これも8月より70歳以上の方で負担が増える方もあります。（図3）

以上のように制度がより複雑になり、この他にも沢山の制度があります。

ご不明なことがありましたら、受付窓口・地域連携室にお気軽にご相談ください。

図1

医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまへ
平成29年10月から
光熱水費の負担が変わります

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～
・医療の必要性の低い方（医療区分Ⅰの方）	320円	370円	370円
・医療の必要性の高い方（医療区分Ⅱ、Ⅲの方） (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・指定難病の方 ・高齢福祉年金受給者 ・境界層該当者	0円	0円	0円

◆平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまの光熱水費のご負担額を上表のように見直します。

◆この見直しは、介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように**段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担**をお願いすることとなります。

◆ただし、**指定難病の方・高齢福祉年金受給者**については、引き続き負担を求めません。

わからないこと、困ったことがあれば、ご相談ください

お問合せはご加入の保険者まで

- ◆健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- ◆国民健康保険組合
- ◆各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- ◆お住まいの市町村（国民健康保険担当、後期高齢者医療担当）

※今回の光熱水費の見直しは、医療療養病床に入院する65歳以上の方が対象であり、**65歳未満の方や、一般病床・精神科病床等に入院されている方は対象外**です。

厚生労働省

図2

**平成28年4月1日から
入院時の食費の負担額が変わり、
新たに調理費の負担が追加されます**

・平成28年4月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、これまでの食材費相当額に加え、新たに調理費相当額を段階的にご負担いただくこととなりました。

・ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

【入院時1食あたりの負担額】

区分	平成28年 3月31日まで	平成28年 4月1日から	平成30年 4月1日から
① 一般の方	260円	360円	460円
② 住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	210円	負担額の引き上げは行いません	
③ ②のうち、所得が一定基準に満たない方など	100円	負担額の引き上げは行いません	

※ ②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。
負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください。

厚生労働省

上限額は、年齢や所得によって異なります ①70歳以上の方

毎月の上限額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。また、70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

<70歳以上の方の上限額（平成30年8月診療分から）>

適用区分		外来(個人ごと)	ひと月の上限額（世帯ごと）
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1 %	
	年収約770万円～約1,160万円 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1 %	
	年収約370万円～約770万円 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1 %	
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 年14万4千円	57,600円
非住民税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

この部分が追加になります。

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担を合算することができます。この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

【出典】厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>より

並木病院 部門紹介



■看護部 介護のお仕事

並木病院 介護主任 丸山 博子

並木病院は、医療型の療養病床です。主に高齢者の慢性期の医療を担っています。

点滴や酸素吸入など医療の必要な患者さんの入院中のお世話をさせていただきます。患者さんお一人おひとりの状況に合わせて、必要なケアを主に看護師やリハビリスタッフと共に実践しています。患者さんに少しでも心地よく過ごして頂くことを目標に、日々の食事や排泄介助、入浴や口腔ケアなどの保清ケアの他に、患者さんの状況に応じた環境調整やレクリエーション活動にも積極的に取り組んでいます。私たちは、患者さんが返してくれる笑顔を糧に、日々、やりがいを感じながら仕事をしています。写真のように、病棟毎に趣向を凝らして季節を感じていただけるような飾りつけをしていますので、病院にお越しいただける機会があればぜひご覧ください。



とりの状況に合わせて、必要なケアを主に看護師やリハビリスタッフと共に実践しています。患者さんに少しでも心地よく過ごして頂くことを目標に、日々の食事や排泄介助、入浴や口腔ケアなどの保清ケアの他に、患者さんの状況に応じた環境調整やレクリエーション活動にも積極的に取り組んでいます。私たちは、患者さんが返してくれる笑顔を糧に、日々、やりがいを感じながら仕事をしています。写真のように、病棟毎に趣向を凝らして季節を感じていただけるような飾りつけをしていますので、病院にお越しいただける機会があればぜひご覧ください。



外来診療

H30.7.1時点。変更する場合がありますので、お問い合わせください。

	月	火	水	木	金	土
午前 9:00 ～ 12:00	内科	内科	内科	内科	内科	内科
	循環器科	神経内科		消化器科	神経内科	
				循環器科		
午後 1:00 ～ 5:00	内科	内科	内科	内科	内科	
		消化器科	神経内科	神経内科	呼吸器科	
			皮膚科			
専門外来 午後 1:00～5:00	物忘れ外来 頭痛外来	物忘れ外来		物忘れ外来 しびれ外来	物忘れ外来 ボトックス外来	
検査		胃・大腸カメラ			胃・大腸カメラ	

※専門外来は、予約制です。お気軽にお電話ください。 ※人工透析は3月末をもって廃止させていただきました。

介護職員初任者研修 受講生募集

*** 現在募集中の講座案内 ***

- ◇ 10月6日(土) 開校 (週1回 土曜日コース)
- ◇ 1月8日(火) 開校 (週2回 火・金曜日コース)

研修の日程などの詳細は随時お問い合わせください。
ホームページにも掲載中です。

受講料64,800円 定員 各コース20名

担当 田淵・永井 TEL 052-848-2000



厚生労働省教育訓練給付制度対象講座

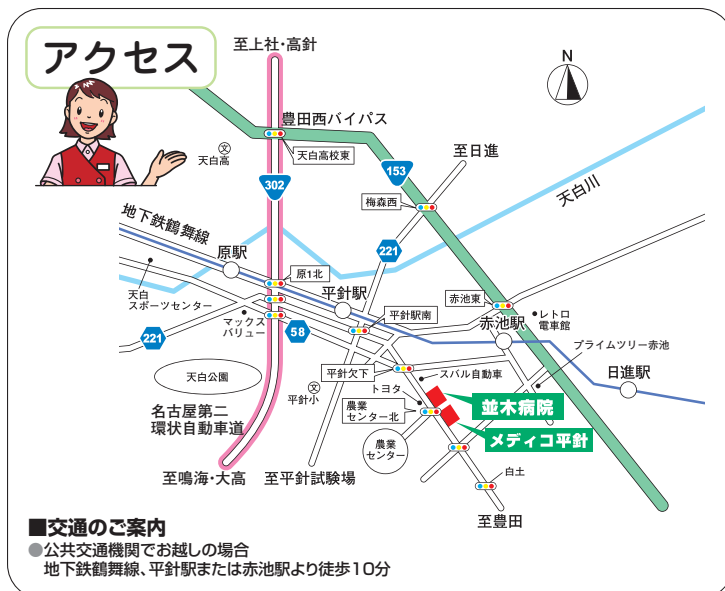
職員募集

介護職員(常勤・非常勤)

経験・資格不問

電話のうえ随時面接いたします。

明るく楽しい
職場です



医療法人 並木会

並木病院

TEL(052)848-2000 FAX(052)848-2020

〒468-0013 名古屋市天白区荒池二丁目1101番地

- ケアプランセンター平針なみき TEL (052) 848-2067
- ヘルパーステーション平針なみき
- 並木クリニック TEL (052) 691-2000
- グループホームほっと館なみき TEL (052) 691-2515

介護老人保健施設

- メディコ阿久比 TEL (0569) 48-1156
- メディコ春日井 TEL (0568) 88-6000
- メディコ守山 TEL (052) 736-5585
- メディコ平針 TEL (052) 802-0023

特別養護老人ホームもありますのでご相談ください。

ホームページ: <http://www.namiki.or.jp/>



この印刷物は、環境に配慮した
素材と工場で製造されています。



環境に配慮して大豆インキを使用
しています。